

令和８年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はや
たか」用燃料（船舶用ＪＩＳ１号軽油）

入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 入札内訳書
- ⑤ 仕様等に関する質問書
- ⑥ 提出書類の注意事項
- ⑦ 契約書（ひな型）
- ⑧ 誓約書
- ⑨ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
- ⑩ 様式８（第５の１６関係）誓約書

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 児玉

〒６５０－８５６７

神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

電話（０７８）３４１－７７１１ 内線 ７５７８７

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 8 月 27 日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品

令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話（078）341－7711 内線75787 FAX（078）362－3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和8年8月27日（木）から同年9月2日（水）までの毎日午前9時から午後8時まで（令和8年9月2日（水）は午後4時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年8月27日（木）から同年9月2日（水）までの毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月9日（水）午後2時10分 兵庫県出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和8年9月7日（月）午後5時から同月9日（水）午後2時10分まで（午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に行うこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望単価（1㊦当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5以上の額を納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約書記載単価（1㊦当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

カ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品

令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて 4 (1) に記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和 8 年 8 月 27 日（木）から同年 9 月 2 日（水）の毎日午前 9 時から午後 8 時まで（令和

8年9月2日（水）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年9月7日（月）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年8月27日（木）から同年9月2日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年8月27日（木）から同年9月2日（水）の毎日午前9時から午後8時（令和8年9月2日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1）

電話番号(078)341-7711（内線75787） F A X (078)362-3928 担当 児玉

ウ 提出方法

電子入札共同運営システム、電子メール、持参又はF A Xにより提出すること。

(2) 回答書は、令和8年9月7日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年8月27日（木）から同年9月2日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県出納局物品管理課

(2) 日時 令和8年9月9日（水）午後2時10分

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年9月7日（月）午後5時から同月9日（水）午後2時10分まで（午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 電子入共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 入札金額は、1円当たりの単価を円単位で入力すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望単価（1円当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5以上の額を、令和8年9月8日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年9月8日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和8年10月1日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望単価（1円当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約書記載単価（1円当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 10 月 1 日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

契約書の作成日は令和 8 年 10 月 1 日とする。

(1) 書面の契約書の場合

- ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。
- イ 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付す

る。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線 75787） 担当：児玉

仕 様 書

- 1 品 目 船舶用 J I S1 号軽油（軽油引取税免税）
- 2 対 象 漁業取締船「はやたか」
- 3 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 予定数量 53,200 リットル
1 回あたり 1,200 リットル～8,000 リットル(最大)

※ あくまでも予定数量ですので、確約されたものではありません。

5 給 油 条 件

- (1) 指定する日時及び場所において、常時給油が可能であること。
- (2) 納入場所については、東播磨港（明石市二見町南二見地先）を予定していますが、県内の家島港、神戸港、福良港、洲本港でも供給可能なこと。
- (3) 給油方法については、本船の係留場所、又は本船の指定場所において海上から給油船で供給するか、消防法の許可施設（船舶給油所）での供給が可能であること。
- (4) 給油船は重油の混入を防ぐため、軽油専用のタンクを用いること。
- (5) 燃料タンクの容量は、8,000 リットルであるので、最大量 8,000 リットルの給油が可能であること。

6 事 情 変 更

市場価格が激しく変動し、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、協議のうえ契約金額等を変更します。この場合、県が把握する市場価格を参考とし、原則として別紙により変更協議を行います。

(別紙)

はやたか用燃料単価契約に係る契約単価変更方法

漁業取締船「はやたか」用燃料単価契約に係る契約単価の変更方法について、以下の通りとする。

1 変更契約の指標とする市場価格

変更契約の指標として資源エネルギー庁の前月最終週から当月第3週（資源エネルギー庁の発表日ベースとする（以下同じ）。また2月及び12月等、月末までの開庁日数が少ないと判断した場合は事前に協議の上、当月第2週とすることがある）までの4週平均の金額（小数点以下第2位四捨五入）を採用する。（当該月4週平均とすると月により変更契約日が翌月になる可能性があるため）

なお、価格が公表されない週がある場合は当月第3週（当月第2週とした場合は当月第2週）から過去4回の公表値を採用する。

積算方法は以下の通り。

$(\text{前月最終週から当月第3週までの4週平均の金額}) \div 4 - 32.1) \div 1.10$

※軽油引取税は、その特別徴収義務者である特約店等が販売する場合は消費税の課税標準たる対価に含めないため、積算の際は軽油引取税額を差し引く。

なお、当該契約については軽油引取税は免税。

2 入札時の市場価格と落札額の差額

上記で計算された市場価格に対し、入札月(9月)の平均市場価格（8月最終週から9月第3週までの4回の資源エネルギー庁発表（発表日ベース）の金額の平均価格（小数点以下第2位四捨五入））と落札金額の差額を差し引きする。

3 変更協議

1に2の差額を加算した額（円未満四捨五入）が、前月の契約と比較して2円以上の値動きがあった場合に協議を行う。（適用期間は当月1日より適用）

4 その他

(1) 10月1ヶ月間については契約額の変更は行わない。

(2) 請求金額にかかる消費税の端数処理については、仕様書に記載のとおり各課への請求書ごとに円未満の端数を切り捨てることとする。

入札内訳書

件 名 令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はや
たか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）

社 名 :

担当者 :

T E L :

F A X :

メール :

見積金額 0 円 （税抜）

品 目	単価	摘要
船舶用 J I S 1 号軽油		

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

※ 見積金額は「単価（消費税及び地方消費税を含まない）」を記載してください。

※ 予定数量は53,200リットルです。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

案件名	令和8年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料(船舶用JIS1号軽油)
-----	---

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

提出書類等の注意事項

1 参加申請・質問書等の提出について（期限：令和8年9月2日（水）午後4時）

- (1) 入札参加申込については、電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）により期日までに行ってください。
- (2) 質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに提出してください。

【(2)の提出方法】

電子入札システム、電子メール、FAX及び持参のいずれかの方法により提出願います。（可能な限り電子入札システムをご利用ください。）

電子入札システムにより提出する場合は、参加申込の申請時にファイルを添付してください。添付できるファイルは、1ファイルで容量は1MBまでです。

※質問に対する回答は令和8年9月7日（月）午後5時頃を予定しています。

2 入札額について

単価を円単位で入力してください。入札額には、消費税及び地方消費税（相当額）を含めないでください。

※消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

また、入札内訳書に単価を入力し、電子入札システムに添付してください。

なお、契約する際は、内訳書記載の単価を契約単価とします。

3 開札日時：令和8年9月9日（水）午後2時10分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和8年9月7日（月）午後5時から令和8年9月9日（水）午後2時10分までの間に、電子入札共同運営システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間に利用できます。（土曜・日曜日、祝日を除く。）

4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。

再入札についても、「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和8年9月10日（木）午後2時10分、入札不調による見積書提出期限は同日を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

5 契約時について（落札業者のみ）

(1) 契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2) 契約保証金

本契約と同時に、契約書記載単価（1%当たりの単価・税別）に使用予定数量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付してください。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

※この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 児玉
TEL：078-341-7711（内線75787） FAX：078-362-3928 e-mail：kanrika@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までを除く）

物 品 供 給 契 約 書

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、第1条に掲げる物品を、乙が甲に供給し甲が買い受けることについて、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次の各号とする。

- (1) 品名及び品質 船舶用 J I S 1 号軽油
- (2) 単 価 1 ㍲当たり 円
(軽油引取税は免税。消費税及び地方消費税を含まない。)
- (3) 納 入 期 間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 甲の指示による
- (5) 契約保証金

（納入の方法）

第2条 乙は、甲から発注のあるごとに、その都度物品を3日以内に納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、乙の立ち会いのもとに数量検査を行う。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取替え）

第4条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第5条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第6条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第7条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請

求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

- 第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

- 第9条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に当該支払請求書の金額を支払うものとする。ただし、第11条の3第6項に該当するとき等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 乙の支払請求書の金額は、消費税法に定める課税事業者か免税事業者であるかにかかわらず、甲の発注数量に当該契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）に、乙が納品した日に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた金額（1円未満の端数切捨て）とする。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

- 第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2） 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （3） 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

- 第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- （2） 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- （3） 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

- 第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、内訳書に定めるそれぞれの単価に購入予定数量を乗じて得た額の総和に10パーセントを加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の違約金を乙が支払わないときは、甲は、当該違約金と乙に対する支払金とを相殺し、なお、不足するときは追徴する。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行遅滞となった物品の契約単価に遅滞数量を乗じて得た額の総和に乙が納品した日に適用される消費税等相当額を加算した額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(適正な労働条件の確保)

第16条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第17条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の

規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第19条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第20条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要なこの契約に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度は同様とする。

(協議)

第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤元彦

乙 住 所

商 号

代表者名

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号 ()
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式第1号（第7条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

商 号

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名：令和8年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用J I S 1号
軽油）

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

- 1 県内に有する事業所等の名称 _____
- 2 県内に有する事業所等の所在地 _____
- 3 県内に有する事業所等の代表者 _____

※ 留意事項

- 1 この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。
- 2 この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和 8 年度下半期部局単価契約 漁業取締船「はやたか」用燃料（船舶用 J I S 1 号軽油）

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。